

中國農村家族における分家事由の一考察

内 田 智 雄

中國農村のみといわず都市に於ても、分家の問題は、中國の家族構造の基本的な問題であり、またその分家が、如何なる事由のもとに行われるかということ、分家制度の根幹的な問題であつて、これの正しい理解を前提とせずしては、彼等の分家制度はもちろん、家族制度の把握もまた不可能であると言わざるを得ない。この意味において、こゝでは一應農民の應答によつて、一般的に分家事由の考察を試みたいと思う。

いま一人の農民に、分家の一般的な事由を質してみるに、次のように答えている。

一番多イ分家ノ原因ハ何カ——兄弟不和、妯娌不和、父子不和、生活ノ困難、婆媳不和¹⁾と。故に以下この應答を手がかりとして、分家事由の考察を試みることにする。

まず妯娌の不和とは、兄弟の妻相互の不和であつて、それは、「兄ニ妻ガアツテ、弟ニ妻ノナイ時ハヨイガ、弟ガ妻ヲモツト妯娌不和ニナル²⁾」ことが多く、例えば、「大哥(長兄)ガ何カ商賣ヲシテ相當ニ儲ケテ居ルト、大嫂(長兄ノ妻)ハ鼻息キガ強ク、二弟ナドガソウ儲ケナイ時ニハ、二媳(二弟ノ妻)ハ面白クナイ。ソウイウ時ニ打架(喧嘩)スルコトガ多イ³⁾」といわれているのも、たしかにその一つの場合であつて、このようなことが、やがて分家の事由となることもある。また兄弟の子供たちがおたがいに仲が悪く、そのため妯娌が不和になることも往々にあり、かゝる時「明白人ハ自分ノ子供ヲ叱ツテスマスガ、不明白人ハマタ喧嘩ヲスル⁴⁾」こととなる。尤も女

が必ずしも不白人（わからずや）ではないとしても、自分の子供の愛にひかされて、兄弟の場合よりも激しい感情の悪化と対立とをきたし、これが契機となつて分家するに到することも、決してすくなしとはしないようである。

婆媳即ち婆婆と媳婦との不和は、わが國のしうとめとよめとの不和であつて、これは中國や在來の日本の家族制度のもつ普遍的な悲劇の一つである。河北省昌黎縣の地方に、「多年媳婦熬成婆、多年老道變成河⁵⁾」という諺言があつて、これは永い間、嫁は苦勞してのちしうとめとなり、永い間の古い道が變じて河となるということであるが、農民はこれを次のように説明している。「嫁ニ來ル時ハ十八カ二十トカデ、ソノ家ニハ必ず公公婆婆（舅姑）ガイル。マタ爺爺公公（夫ノ祖父）ヤ奶奶婆婆（夫ノ祖母）ガイル。年トツテソレラノ人タチガ死ヌト、ソノ頃ハ自分モ子ヲ産ミ、ソレガ媳ヲ貰エバ、自分ガマタ婆婆ニナルノ意⁶⁾である。これはもちろんあらわには姑の嫁いぢめをうたつてはいないけれども、その言外に意味するところは、媳婦がやがて婆婆となつて、順おくり嫁いぢめをすることを寓したものであることにまぢがいはない。

次に兄弟の不和は、ある農民によると、兄弟の「發展不均、勤儉不均、友悌不一、意見不一⁷⁾」と、やゝ具體的に説明している。しかして發展不均とは、兄弟の收入に差異などのある場合であつて、これが妯娌の「鼻息キ」に影響のあること前記の如くである。勤儉不均とは、「正經幹的が、不正經幹的ノ好吃好喝好耍的弟兄ニ對シテノ不滿⁸⁾」と説明されているが、これは要するに、まぢめに働き、つましく生活している兄弟と、うまいものを喰べたり飲んだり、よいものをほしがるふまぢめな兄弟との間の不和をいうものである。また次のようなこともあげられている。「例エバ媳が、大嫂ハコレコレデ不公平ダツイツテ、夜、夫ニ話ヲスルト、翌日、兄弟ノ間デ争ガ起ル。コウイウコトガ多イ⁹⁾」と。また他の農民によれば、兄弟相互の仲はよいが、「然シ妻相互ハ仲ガ悪イ。

枕頭狀トイウテ、妻ガ寢テカラ夫ニ訴エル¹⁰⁾とも言われている。即ちこれは、兄弟の不和のよつてきたところが、姉の不和にある場合であるが、また分家は、「兄弟ノ中ニ心壞了(不徳義)漢ガイテ、金ヲ私スルトイウヨウナ時¹¹⁾」といわれるのは、兄弟自體に不和の因のある場合である。

次に父子の不和については、下記のような質問應答が見出される。

親子ノ不和ハナイカ——スクナイ。

親ト子供ノ嫁トノ不和ハ——婆媳不和トイウ。

親子ハ如何シテ不和ニナラスカ——喧嘩モシナイカラ分家シナイ。

スルト子ハ親ノ命令ニ絶對ニ服從スルノカ——キクベキダ。

キクベキダロウガ、子供ガ三十歳四十歳トモナレバ、子供ニハ子供ノ意見ガアルハズダガ——子供ノ意見ヲキク¹²⁾。

と。即ちこの應答では農民は、親に對する子の當爲を強調しすぎているきらいがあり、従つて現實には、これをそのまま眞とみることは困難である。然るに他の農民は、「婆媳不和・兄弟相争・姉の不和ノ中、ドレガ分家ノ原因トシテ多イカ」との間に對して、「他ニ父子不睦ガアル¹³⁾」と答えており、この應答自體は、私の問うところから遙にはずれたものではあるが、とにかく父子の不和が、分家の一つの事由であることを物語るに十分なものであると思う。然しながら父子不和の原因については、私が調査を怠つてゐるため明でないが、一般的には、父と子との世代や年齢の差異にもとずいて、家政や農業經營に對する見解の相違や、あるいは父母の子供の妻や、孫たちに對する愛憎の偏倚などが、その主たる原因であろうと想像せられる。そしてこうした父子の不和が、分家の直接間接の事由となることも、また想像にがたくないところである。尤も父子の不和が、純粹に子供兄弟中

の一人にのみ限られる場合には、時として「趕出去」¹⁴⁾とよばれる勘當の如き形をとることもあり、「子供が父母ノイウコトヲキケバ分家シナイガ、モシ妻ノイウコトヲキケバ闕出去スル」¹⁵⁾などと言われているのがそれであつて、これは趕出去という習俗の存在と、また舅姑と嫁とのデリケートな關係を表明するものであると同時に、舅姑と嫁との感情の好悪が、またもつて親子あるいは父子の不和の誘因となり、それがまた分家乃至趕出去の一事由であることを物語つてゐるものである。

次に生活の困難を事由とするものを、下に二、三列記してみれば、

貧乏人ハ生活ノ維持ニ困ルカラ、兄弟ガ多イ時、家長ハ責任ヲ果シ得ナイカラ、「腕デヤレ」トアルダケノ財産ヲ分ケテ分家サス。¹⁷⁾

財産ガ少ク、兄弟ガ多數デ、一緒ニ暮スコトガ窮痛ナトキ、「各尋生活之道」¹⁸⁾。

貧乏ナ時、各自ガ分レテ自活スル。¹⁹⁾

などといわれるものがある。即ちこれは前の四つの分家事由が、悉く家族の不和という感情的なものであるに對して、これは直接には經濟的な事由によるものとせられる點に差異がある。

然るに前記三つの應答のうち二つまで、生活の困難乃至貧困ということと共に、兄弟の多數ということがあげられている。そしてこの兄弟の多數ということは、常識的には家族勞働力の豊富さを物語るものであり、そしてそれはまた、生活困難を克服する有力な條件であるはずであるが、上記應答においては、兄弟の多數と、いま一つ生活困難とか貧困とか結びついて、そのために分家の行われることが述べられている。この一見矛盾するかの如き分家事由は、大體次のように説明せらるべきではないかと思う。即ち兄弟が家族の主たる勞働力の源泉であるとするれば、それだけ兄弟の家政に對する發言權は増大するわけであり、しかもなお家計が意の如くでない

するならば、兄弟の發言はますます紛糾をかさね、家政は區々として歸趨するところを失い、やがて「家」の解體分裂をきたすということも、當然に考えられるところであるが、他方または中國農村における家族構成は、大多數が直系親家族であるところから、家長は多く父家長であるわけであるが、それは中國農村の家族構造自體の性格から、一般に想像される如く、決して強大な権力をもつものではないのであつて、上記の如き兄弟の不和や紛争に對しても、父家長として制御抑止し得る限界は自らあるわけであり、不和や紛争の結果分家ということにでもなれば、この點に關する父家長の権限は、後に述べる如く極めて明確な限界を露呈することとなる。とにかく上記の如く、兄弟が多數で貧困なために分家するとすれば、中國の分家は、「諸子均分」とか、或は「分頭相續」の語によつて呼ばれている如く、徹底した家産の均分を原則としているため、いきおい家産は細分化されざるを得ず、ために分家股おのおのの取得は、兄弟の數に應じて僅少とならざるを得ないのであるが、この點に關して農民は次のように語つてゐる。

貧乏デ子供ガ多イカラ分家スルトイウガ、ソレハドウイウ意味カ——家ニ子供ガ多ク、生活費ガ足リナイカラ分ケテ住マセル。

足リナイモノハ、分ケテモ同ジデハナイカ——足リナケレバ、自分デ考エテ生活ヲ維持スル。²⁰⁾

と。即ちこのような分家は、家庭經濟に對する家長の責任の放棄を表明するものであつて、そのねらいとするところは、各分家股の獨立自活にあるわけで、さきの應答の「腕デヤレ」とか、「各々生活ノ道ヲ尋ネル」とか、或は「自分デ考エテ生活ヲ維持スル」などいわれるものがそれであるが、同時にまたこれは、家族多數の生活が、積極的に「自分デ考エテ生活ヲ維持スル」上になんらかの障礙があり、そこに家族の經濟生活を破綻にひんせしめるなんらかの契機乃至因子の存することが示唆されている。即ち上記諸應答においては、貧困と兄弟の多

數とが分家事由の一つとされているに對し、農民の中には、「貧乏ダカラ分家スルコトハナイ、イクラ貧乏デモ兄弟ガ努力シテ生活シウル²¹⁾」と答えているものもあり、事實またそうした事例もなきにしもあらずであるが、上記應答に見られる如く、これにもし兄弟の多數という條件が加えられるならば、分家は一般的には、まずある必然をもつて迫るものと考えてよいと思われる。

以上私は農民の應答にもとずいて、姉姪不和・婆媳不和・兄弟不和・父子不和、及び生活の困難と兄弟が多數あることとが、主たる分家の事由であることを見てきたのであるが、然らばこれら家族の不和としてあげられる四つの事由のうち、いずれが最も多いとされているであろうか。この點をまた異なる二、三の農民の應答に徴してみることとしよう。

コノ四ツノ中デ、ドレガ一番多イカ——姉姪不和。

ソノ次ハ——婆媳不和。

ソノ次ハ——兄弟相争ウ。

ソノ次ハ——父子不睦²²⁾。

ドウイウ時ニ分家スルカ——兄弟ガ結婚シテ、ソノ妻相互ノ不和ガ一番多イ、姉姪不和²³⁾と。このように姉姪の不和をもつて第一の事由とするものがあるに對して、

一番多イ分家ノ原因ハ何カ——兄弟不和・姉姪不和・父子不和・生活ノ困難・婆媳不和。

コノ中一番多イノハ——兄弟不和²⁴⁾。

分家ハ多ク如何イウ時ニスルカ——兄弟不和ノ時²⁵⁾。

など、兄弟の不和を第一とするものもある。しかしながら兄弟の不和と姉姪の不和とは、相互に別個な分家事

由と認め得ないでもないが、もともとこの兩者は、一枚の紙のうらおもての如き關係にあることは、既に見きたつた如くであつて、従つてこの意味では、兄弟の不和が姉の不和をきたすことも勿論あるが、多くの場合、兄弟の不和が、姉のそれに誘發されるものとみて大過はなく、次の婦女と分家に關する一般的な應答は、この間の事情をよく物語るものであると思う。

結局分家ノ原因ハ、女タチノ間カラ起キルカ——女ノ連中ハ了不得(ヤリキレナイ)。

家ノ中ノ紛争ハ、結局女タチノ争トミテヨイカ——十回ノ中八回マデハ女ダ。²⁰⁾

と。而してこゝに「女タチ」といわれるものが、事實において姉を指稱するものであることは、常識的にも想像しうるところであるが、ことに本來彼女等がいわゆる他人であり、異なる環境にそれぞれ成長してきた者が、突如として家族という共同生活を營むに到つたため、そこに生起する經濟的感情的な諸問題が、彼女等にとくにきびしく感ぜられ、また彼女等によつて激發されるに到ることは、極めて當然なことといふべきであつて、これがすなわち姉の不和である。そしてこの姉の不和が、やがて兄弟不和の口火となることが往々にあるのであつて、この意味では姉の不和と兄弟の不和とは、一般的には切り離し得ない關係にあるといふことができ、またたかりに姉の不和が、兄弟の不和にまでたちあがらないとしても、姉の不和自體に——勿論その程度如何にもよるが——家族としての共同生活の維持を不可能ならしめ、分家によつて「家」を解體分裂せしめるに到ることもすくなくはないのである。

以上兄弟と姉の不和との相關關係を述べたのであるが、さらにまた、一見別個な關係とみられる父子の不和も婆媳の不和も、それが家族として共同生活を營む限り、相互に因果表裏の關係にあつて、本來切り離し得ないものであることは言うまでもない。然し一應は前記の如く、それぞれに一つに分家事由とみて誤りはないと思う。

のであるが、その中ではやはり女たちの不和、特に姉妹の不和をもつて、分家事由の第一と目し得るのではないかと思う。またさきに私は、農民の述べるところに従つて、家族の不和と貧困とが、それぞれ別個な分家事由であることをみてきたのであるが、実際には家族の不和が、家族としての共同意識に亀裂を生ぜしめ、よつてもつて貧困をもたすこともなきにしもあらずであり、また逆に貧困が、家族の不和の因となることも稀ではない。然しながら家族の不和と貧困とは、必ずしも兄弟と姉妹の不和の如き關係にないことは、富裕な家族において、なおかつ分家が行われる事實によつて證明することが出来ると思う。故にこゝでは、貧困が支配的な分家事由とされる場合についてあるが、かゝる貧困を事由とする分家は、さきの應答にも見られる如く、「貧乏人ハ生活ノ維持ニ困ルカラ、兄弟ガ多イ時」とか、或は「財産ガ少クテ兄弟多數デ」とかと、多くの場合、兄弟の多數とすることゝ結びつけて分家事由とされている。以下この點に關し、更に二、三の農民の應答に徴してみることにしよう。

分家ノ原因ハ多クドンナコトカ——人ガ多クテ仲ガ悪イカラ分家ノ原因ニナル⁰²⁷⁾
 分家ハ大抵仲ガ悪クテ分家スルノカ——ソウデモナイ。

喧嘩ノタメニ分レルノト、仲ガヨクテモ人口ガ多クナツテ分レルノト、イズレガ多イカ——人口ガ多クナツテ分レル方ガ多イ。⁰²⁸⁾

と。これによればこの二人の農民は、分家の事由に對してやゝ異なる見解を述べている。即ち前者の「人ガ多クテ」と「仲ガ悪イ」ということは、andをもつて結ばれる同格の、従つて二つの異なる條件が並べられているようにも受けとられるが、おそらくこれは、家族が多いことによつて、不和を生起する可能性が多い一般的な事實から、この兩者は因果關係にある一つの條件とみて大過はないと思われる。従つてこれは、家族の多いことによつて生

する不和をもつて、分家の事由としているのに對し、後者は、家族の不和もさることながら、より多く家族の多いこと自體をもつて分家事由としている。しかしてこゝで問題となるのは、家族の多數ということと家族の不和との關係であるが、次の應答は、この點に關する解説とみることができると思う。即ちある農民は、自分の分家事由について次のように述べている。「自分ノ分家ハ父ノ生キテイル時、人口ガ多ク四十餘人ニナツテ、イロイロ始末ガ悪イノデ、父ガ皆ニ相談シテ、分家シヨウトイツテ分レタ」と。然らば

ソウイウ風ニ、相談シテ分家スルコトハ多クナイカ——多イ。²⁹⁾

と答えられている。そしてこゝにいう人口が多いとは、家族の多數を意味することは言うまでもないが、かく四十餘人というような家族の數は——かゝる事例は殆んど存在してないのであるが——一組の夫婦に、多數の未婚の子女があることによつて生じ得るものでは決してなく、事實またそれならば、數的にも自ら限度があるわけである。即ちかゝる多數家族を構成し得る一般的な家族關係は、幾人かの兄弟がそれぞれに妻をもち、多少にかゝわらず、それぞれに子女をもつことによつてあり、かくの如き家族構成においては、また姉姪兄弟婆媳父子などの不和が、もつともかもされ易い條件にあるわけであり、特に姉姪や兄弟が、往々にして不和や紛争の焦點となることは、彼等が農業労働や家族労働の主要な擔い手であり、従つてまた家族經濟の中心的存在であることによることは既述の如くであるが、より基本的には、彼等が相寄つて一つの家族を構成していたがらも、兄弟がおのおのその家族の中に、やゝともすれば各自の妻や子をもつて、他の家族との比においては、明に愛情と利害との次元を異にする、より小さい家族に凝集せんとする傾向を有しているからである。そしてこれは明に人間の自然な感情であつて、このような家族關係を有すること自體に、家族分裂の一つの因子と目しうるのであるが、これが家族生活の中において露骨に表示せられ、相互に矛盾撞着をきたす時、こゝに家族の不和や紛争が生起し、や

がて家族の分裂をもたらしことゝなるのであつて、いうところの分家がすなわちこれである。而してかゝる分家においては、その事由の如何を問はず、兄弟は従前の「家」の貧富に應じて、家産を均分取得しうる権利を具しているのである。換言すれば家産なるものは、兄弟の分家行爲によつて、本來分割さるべき制約のもとにあるのであつて、これをやゝ強調して表現すれば、兄弟があるということ、即ちかく家産の均分取得の権利主體者たる兄弟が、相寄つて家族を構成するということ自體に、根源的な分家の契機を胚胎しているということができるのであるが、やがてこれらの兄弟が、それぞれに妻をもち子をもつに到れば、分家の契機は具體的に増大してくるのであつて、これがすなわち農民の述べる意味での人口が多いということであつて、かゝる家族においては、著しい不和や紛争がないとしても、或は時として、極めて平和な生活が營まれている場合においてさえも、それ自體すでに分家の契機をはらんでいること既述の如くであり、これを前記の農民は、「イロイロ始末ガ悪いノデ」と表現しているわけである。

兄弟ガ同居シテイル時、媳タチハ互ニ仲ヨクシテイルノガ多イカ、喧嘩スルノガ多イカ——仲ヨクシテイルノガ多イ。然シ今ハ分家スルノガ多イ³⁰⁾

と。即ちこれは、分家事由の中でも、最も支配的と目される姉姪の不和を存しない家族においてさえ、兄弟がそれぞれに妻をもつに到れば、「今ハ分家スルノガ多イ」ことを述べているのであるが、また他の農民によれば、「樹大、那有不分枝トイウ土語ガアリ、相談シテ分家スルノガ多イ³¹⁾」とも語つており、これは樹木が大きくなれば、枝が分れるのが當然である如く、家族が大きくなれば、分家するのが必然であることを意味するものであり、しかもそれは相談³²⁾すくで圓滿に行われると言われているのである。故に分家といえば、必ず家族の不和によるものとするは、明に速断に失するきらいがある。

上に記するところによつて、分家が必ずしも不和を事由とするものゝみではなく、家族特に兄弟の多いということが、あきらかな一つの事由であることが知り得たと思う。即ち現在華北農村において、累世同居や、二十人以上に及ぶ家族が殆んど存在していないのは、上記の諸事由にもとずく分家が行われるためであつて、これを農民は次のように述べている。

三輩(三代)以上分家シテイナイ家ガアルカ——本村デハ三輩ニナラヌ中ニ分家シタノガ多イ。

三輩以上ニナルト自然ニ分家スルヨウニナルノカ、分家シナケレバナラスノカ——ソウデモナイ。各輩ハ一人ニ限ラス、何人モノ子供ガアル。スルト子供相互ニ意見ガ對立シテ、勤勉ナ子ヤ孫ガ母ニ言ツテ、分家デキルヨウニ父ニ頼ム。

と。而してこの應答の分家事由とするところは、兄弟の不和、とくに兄弟の勤儉不一にあるわけであるが、とにかくこれによつて、二人以上の兄弟を有する場合には、世代の如何を問はず、分家の可能性のきわめて多いことが窺われる。事實われわれの調査によつても、このことの裏書きしうることは後にみる如くであつて、従つてこれは、古來累世同居が家族道德の理想とされておりながらも、現實の農村の實態は、まさに上記の如くであることを物語るものであつて、これをもし時間的歴史的に遡り、現實をもつて過去を類推することが許されるとするならば、現實の問題としては、分家がひんばんに行われるところから、かくは累世同居の理想が高くかゝげられたのであつて、それが即現實ではなかつたものと見ることができるのであつて、われわれがもしかゝる理想の照準にあわせて現實をみようとするならば、そこには思いもよらないの生じていることを、すくなくともわれわれの調査の成果は教えているわけである。而していま一つ問題となるのは、上記應答において、「分家デキルヨウニ父ニ頼ム」という言葉であつて、一般的にはこれは、子供兄弟の分家に對する父權乃至家長權の問題

ということになる。古來中國の家長權乃至父權は、歴史的な文獻の記述によつて、極めて強大なものと信ぜられてきたのであるが、われわれの調査の結果は、この點においてもまた著しく異つたものとなつてゐる。例えば「家」の最も基本的な問題である分家に對しても、兄弟が分家を希望する以上、家長たる父の意志のみをもつて、これを抑壓するということはできない事情にある。なる程分家の證憑文書としての分家單には、時として「父の命を奉じて」とか、或は「父母の命を奉じて」とかという字句の見られるものも存しはするが、それは私のいう Nominalism であり Ritualism であつて、それは殆んど一片の形式的な表現にすぎず、分家の主體は、あくまで分家當事者としての兄弟そのものにあると言わざるを得ず、更にまた分家における家産分割に際しても、父たる家長或は一般に家長は、己れの恣意や愛憎をもつて、兄弟の取得に甲乙あらしめることはできないのみならず、分家後における父母の生養死葬の費としての養老地の額も、家産總額や兄弟の取得額との比において、そこには自ら一定の限度が存するわけであつて、父母たりとも欲するがまゝに、これを不當に多額に取得することは、すくなくとも現實には行われてはいないようである。従つてこと分家に關する限り——そしてこれは「家」の最も基本的な問題であるわけであるが——父家長權行使の範圍が、極めて限定せられてゐると言わざるを得ない。否さらに嚴密には、分家と家長權とは殆んど何等の關係をさえ有してゐないのであつて、それは父母の存しない兄弟をもつてなる家族の分家においては、兄弟いずれが家長たりとも、家長たることによる家産分割上の特權は全然存しないのであつて、この事實によつても、分家に對する家長權が、およそ如何なるものであるか知られると思ふ。故にもしありとすれば父權であるが、これも家族構造自體の性格に由來して、父乃至父母たりとも、究極的には分家を抑止することさえできないのであつて、それは父の子に對する權力の面からみるべきではなくして、子の父に對する道德として、即ち下から上への當爲としてみるべきものであつて、そしてこれがま

た、中國の家族道德の基本的なありかたであると思われる。

以上私は、問題をやゝ岐路に導いたきらいがあるが、農民の述べるところにしたがつて、彼等における分家事由として、家族の不和によるもの、生活の困難によるもの、さらに家族特に兄弟の多數によるものについて、若干の解説や考察を試みてきたのであるが、いま一つ付加すべき重要な分家事由がある。即ちそれは父母とくに父の存否と分家との關係である。もつともこれは、父母の存否をもつて直ちに分家事由と見うる場合もあれば、また家族の不和その他の事由に付隨する從的なものにすぎないこともあるが、とにかく父母の存否と分家との關係は、諸他の分家事由の考察と共に、看過し得ない重要性をもつことは、傳統的な儒教道德や、またそれに淵源する歴代法令の規定するとの關係においても明である。

親ノ生前ノ分家が多イカ、死後ノ分家が多イカ——死後ノ分家が多い。生前ハ兄弟ノ仲ガ悪クトモ辛棒スル。ソレハ不孝ニナルカラカ——兄弟ガ多クテ仲ガ悪イトキ、父母ハ分家サセルコトモアルガ、一般ニハ父母ハ兄弟ヲ辛棒サセル。³³⁾

分家ハ兩親在世中ガ多イカ、死後ガ多イカ——死後ガ多イ。³⁴⁾
と。このように分家は、一般に兩親の死後が多いとされているのであるが、然らば兩親のいずれの死後が多いのであろうか。

分家ハ親ノ生キテイル中ガ多イカ、死ンデカラガ多イカ——父ノ死後。
父ガ生キテイテ母ガ死ンダ時ト、母ガ生キテイテ父ノ死ンダ時ト、ドチラガ分家スルコトガ多イカ——父ノ死
亡。

ソレハドウイウケカ——母ダケデハ子ガイウコトヲキカヌ。³⁵⁾

と言われている。即ちこれによれば、分家は父の死後が多く、そしてその理由とするところは、子供たちが「母ダケデハイウコトヲキカヌ」ことにあつて、それは要するに、父の死亡による家族の統制者の缺如ということになり、これによれば父の死後における分家が多いことになるのであるが、他方また他の農民は、

コ、ラデハ父母ノアル時ニ分家スルノト、死ンデカラスルノトイズレガ多イカ——イズレモ同様ダロウ。³⁶⁾

とも述べており、従つて分家は、父の存否にかゝりなく行われるということになる。而してこの相反する應答のうち、いずれがより眞實であるかということの検証は、具體的な分家事例についてみるよりほかにはない。いまわれわれの蒐集しえた三十九葉の分家單についてみると、父の存命中の分家が十二例あるに對し、父の死後の分家が二十七例を占めており、後者が絶対に多數を占めていることが知られる。然しながらかゝる寡少な事例のみをもつて、その一般的な傾向を歸納することの危険なことはいうまでもないが、前記農民の述べる如く、父の存否が家族統制の上に重大な影響をもつものとすれば、父の死後における分家の多い理由は、容易に首肯することが出来るわけである。しかもなお他面、家族の不和とか、生活の困難とか、或はまた家族特に兄弟の多數というが如き場合には、分家單の常套語を用いれば「父母百年の後」、即ち父母特に父の死後においてというような、悠長な時間をかすに暇あらずして、父の存命中に分家の行われる事例も決して少くはなく、これもまた、分家單の示すところ以外に、われわれの調査資料によつて裏付けするのであつて、従つてこの意味では、父の生前の分家と死後の分家とは、「イズレモ同様ダロウ」ということもまたできるわけである。

以上私は、「家」の解體分裂としての分家が、妯娌兄弟婆媳父子などの不和をふくむ家族の不和や、生活の困

難、家族特に兄弟の多數、さらに家長たる父の死亡などを事由として行われることをみてきたのであるが、かゝる事由によつて分家が行われる以上、およそ家族生活には、すくなくともこれらの事由の一つを有しないものは殆んどないのであつて、この意味では分家は、あらゆる家族の中に胚胎しているとも言ふことができるのであるが、然し上記のような事由が存在しさえすれば、いつにても分家が行われるといつたものではなく、そこにはまた、分家を制御抑止するところの諸種の條件があるのであつて、前述の如く、現實はともかく當爲としては、累世同居をもつて美德とするといつたことも、また分家をもつて破産とみるといつたこともそれであるが、また分家當事者、即ち家産分割權を有する者が、同一世代に屬する男子に限られるといふこと、さらにその分家當事者たる各人が、分家後ほゞ獨立自營をなしうる年齢に達しているといふこと、さらにまた父乃至父母の死亡後に分家するといふことなどが、やはり考慮にいられる場合も存するのであつて、かくの如き分家を制御抑止する諸種の條件があるにかゝわらず、分家が「部落ノ風俗」としてかなり頻繁に行われていることは事實である。いま試みに、河北省欒城縣寺北柴村の全村一四〇戸程の戸別調査の結果にもとずいて、その分家の傾向を一瞥すれば、

- 曾祖父の世代に分家せるもの 一
- 祖父の世代に分家せるもの 七
- 祖父と父と二代續いて分家せるもの 一
- 父の世代に分家せるもの 四二
- 父と本人と二世代續いて分家せるもの 一五
- 本人の世代に分家せるもの 三六
- 分家したことなしとするもの 二二

不明なるもの

一八

と。而してこの數字は、三人兄弟の分家は三、五人兄弟の分家は五として計出したものであるため、この數字は分家股數を示すものであつても、一戸毎の分家の回數を示すものではないが、とにかくこれによつて、分家の傾向がおよそ如何なるものであるかは看取し得ると思う。とくに父の世代に分家せるものと、本人の世代に分家せるものとの和は七八であつて、全村戸數の半分を占めており、これが父と本人との世代において増加した戸數である事實は、如何に分家が頻繁に行われるかを示して餘りあるものと思われる。³⁹⁾もつともこれによれば、曾祖父や祖父の世代における分家が著しく少く、父及び本人の世代のそれが甚しく多いこととなつておる。事實分家が近時増加の趨勢にあることは否定し得ないとしても、上記數字に見られるような極端な比をなすものとは考えがたい。即ちこの調査は、農民の記憶を基調とするものであり、従つて時代の隔つにしたがつて、その記憶のうすらぐのは當然なことであつて、これが曾祖父や祖父の世代の分家を、不當なまでに過少ならしめている主因であると考えられる。故に曾祖父や祖父の世代のそれは信憑しがたいけれども、本人及び父の世代のそれは、時間的な経過と事の性質上、一應正確に近い數字であるともみてよいであらうと思う。

以上の如く分家が頻繁に行われ、しかもその分家が、嚴正なる家産均分の原則をとる以上、いきおい土地は零細化されざるを得ないわけであつて、いま試みに河北省順義縣沙井村と、樂城縣寺北柴村とにおける土地所有の狀態を表示すれば次の如くである。

順義縣沙井村

所有地畝數	戸數	地畝總計
0	13	
1畝未滿(0.5畝宛)	2	1.0
1— 10	23	126.6
11— 20	15	243.0
21— 30	6	159.0
31— 40	4	141.0
41— 50	3	136.7
51— 70	0	0
71— 80	1	76.0
101—110	1	110.0
	計68	計984.3

欒城縣寺北柴村

所有地畝數	戸數	地畝總計
0	8	
1— 10	89	500.0
11— 20	25	382.9
21— 30	7	172.0
31— 40	5	180.5
41— 50	0	
51— 60	1	58.0
61— 80	0	
81— 90	1	88.5
	計136	計1381.9

但シ四戸不明ニツキ加算セズ。

即ち上記兩村においては、一〇畝未滿の零細農家が、壓倒的に多數を占めてゐることが知られる。そしてこのよ
うな極端な土地の零細化の原因は、洪水旱魃虫害などの自然的災害や、婚葬病氣などによる土地の賣却なども一
因ではあるが、一般的且つ第一義的な要因としては、まず分家による土地の零細化をあぐべきであると思われ
る。そしてこのような土地の零細化にもなつて、ある者は小作によつてその過少農經營を補い、ある者は長工
もしくは短工として農業労働者と化し、またある者は農村の浮遊人口として、都市や縣城などへの出稼ぎ者とな
るわけであるが、前記兩村における零細農家の數とその地畝とによつても知られる如く、もしも分家なるもの
が、各分家股の經濟的自立を保證せんとするものであるとしたならば、大多數の農家が過去の世代の分家におい
て、既にその生活保證線をはるかに突破しているわけであり、従つて爾後における分家は、徒らに自立し得ない
零細農家や、土地を離れた浮遊人口を増大せしめる結果になつてゐるわけであるが、にもかゝらず皮肉なこと
には、生活の困難をもつて分家事由の一つとされてゐること上記の如くである。故にこの意味では分家は、多少

にかゝらず必ず家産の分割を内容とするものではあるが、家産分割そのことを唯一最大の目的とするではないということになる。もし然らずとするならば、分家股の生活の保證を明にし得ない零細農家における分家行爲の説明が不可能となつてくる。従つて分家の第一義的な目的は、従前の「家」の解體分裂と、分家當事者とその妻子とによる新しい「家」の創設と經營とにあるものと言わざるを得ない。そしてこのような「家」の解體と分裂とは、既述の如く家族の不和とか、家族の多數による生活の繁雜さとか、或は生活の困難や父の死亡などと、「家」を持続して行く上での精神的經濟的な重要な條件の缺如によるものであることはいうまでもない。かくて中國の家族は、このような「家」の解體分裂とまた創設とを、何回となく歴史的にくり返して今日に到つていたのであつて、それは恰も單細胞動物の分裂にも比すべきものがあるうと思われる。そしてこのような分家の頻繁なくり返しは、上記二村の圖表によつても知られるが如く、大多數の農民を零細農家と化しているのであるが、しかもなお分家は、依然としてくり返されて行く趨勢にあつたのであつて、これがすくなくともわれわれの調査當時における農村の實情であつた。そして中共はまさにこの段階において、農村の土地改革を斷行せんとしたのである。然しながらこの土地改革直前におけるわれわれの調査に關する限り、彼等農民は、かゝる深刻な土地問題に直面しながらも、村落の内部に、また家族の中にも、われわれが感知し得るような革命の胎動を全然存していなかつたのみならず、革命に呼應する何等意識的なものさえ看取し得なかつたのであるが、彼等が極度にまで追いつめられている土地の問題を客觀的に直視すれば、そしてもし外部からこれに火を點するものさえあれば、やがて爆發するに十分な條件にあつたといふことはできると思う。然しながら、いわれるところの中共の土地改革が、彼等農民に如何に受容されているかを私は全く知らないのであるが、かりに中共の土地平分工作が成功したとしても、平分工作自體が過渡的な便法にすぎず、本質的に土地問題そのものを解決しうるものであるとは考えない。

とりわけ彼等における分家制度を基本的に改革せざるかぎり、土地平分工作は、積んでは崩す賽の河原の愚をくり返すより他にはない。然るに分家制度は、中國の家族制度の傳統的な骨格であつて、土地改革さえ地域的にも方策的にも、未だ過渡的段階を脱却しきつていない中共が、果してどの程度にまで家族制度の改革を斷行し、またどの程度にまで成功を勝ち得ているであろうか。

付記

分家事由の考察は、かゝる農民の應答による一般的な考察以外に、われわれの調査資料に存する分家の具體的な事例や、また分家の家産分割文書としての分家單の記載などにも徴して考察すべきであるが、本稿においてこれを省略した。

注(1) 華北農村慣行調査資料第一〇八輯第一七號、七〇頁その他。

- (2) 同第一〇九輯第一八號、四一頁。
- (3) 同第八二輯第一二號、七〇頁。
- (4) 同上。
- (5) 昌黎縣志風土志の項、また同上資料第八二輯第一二號、九三頁。
- (6) 同第八二輯第一二號、九三頁。
- (7) 同第一〇八輯第一七號、七〇頁。
- (8) 同第一〇九輯第一八號、四一頁。
- (9) 同第八二輯第一二號、七〇頁。
- (10) 同第三一輯第三號、一六頁。

(11) 同第八二輯第一二號、二四頁。

(12) 同第三六輯第五號ノ二、一一五頁。

(13) 同第三六輯第五號ノ一、五二頁。

(14) また「鬪出去」とも言われ、これは親が子を家から追出すことであるが、わが國の勘當とは、本質的に異なるものがある。拙著「中國農村の家族と信仰」七八―九七頁参照。

(15) 同上資料第一〇九輯第一八號、四一頁。

(16) 同第一〇八輯第一七號、七〇頁。第八二輯第一二號、二四頁、九〇頁、第七一輯第一〇號、五四頁。第三一輯第四號ノ一、九頁等参照。

(17) 同第二二輯第三號ノ三、七頁。

(18) 同第一〇九輯第一八號、四一頁。

(19) 同第三六輯第五號ノ二、一一五頁。

(20) 同第三一輯第四號ノ二、七六頁。

(21) 同第三一輯第四號ノ一、一三―四頁。

(22) 同第三六輯第五號ノ一、五二頁。

(23) 同第六一輯第九號、四三頁。

(24) 同第一〇八輯第一七號、七〇頁。

(25) 同第三六輯第五號ノ二、一一五頁。

(26) 同第三六輯第五號ノ一、五二頁。

(27) 同第六一輯第九號、七五頁。

(28) 同第一〇三輯第一六號、五〇頁。

(29) 同第八二輯第一二號、九〇頁。

(30) 同上、七〇頁。

(31) 同上、四一頁。

(32) 同第一〇九輯第一八號、四〇―四一頁。

(33) 同第七四輯第一一號、八七頁。

(34) 同第一〇八輯第一七號、六二頁。

(35) 同第七一輯第一〇號、七〇頁。

(36) 同第八二輯第一二號、九一頁。

(37) 同A第一二號、一四八頁。

(38) 同第四二輯第六號ノ一、三一頁。

(39)

しかし一般に村落の戸數は、かゝる割合と速度とをもつて増加しているわけでは決してない。たとえば本村の戸數は、現在大體一四〇戸と算定せられ、同治十一年刊の礪城縣志によれば本村の戸口は、「民戸は七十七、人口は五百六十五」とあるけれども、同じく同治八年に設立せられた本村關帝廟の重修捐錢の碑によれば、大體一一九戸と推定せられ、従つていま後者によれば、われわれの調査した民國三十年までの七十年程の間に、僅々二〇戸程の増加を示しているにすぎないこととなる。